



6月23日(金)~29日(木)は「男女共同参画週間」

無くそう思い込み、守ろう個性
みんなでつくる、みんなの未来

「男女共同参画社会」を実現するためには行政だけでなく、企業・団体および市民一人一人が、自らの問題として取り組むことが必要です。この機会に、家庭や職場などで話し合い、私たちにできることを考えてみませんか。

◎問い合わせ 地域振興課 ☎23-2121

男女共同参画社会とは、「男性だから、女性だから」と性別役割分担意識にとらわれることなく、全ての人が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

私たちの周りには、性別によって生き方や役割なども決めてしまう意識や慣行が根強く残っています。誰もが自分らしく、生き生きと暮らすためには、偏見や思い込みを持たず、多様な考えも受け入れ、互いに協力していくことが大切です。



男女共同参画計画の策定

令和5年4月に、男女共同参画社会を実現するための基本的方向性を示した「第4次都城市男女共同参画計画」を策定しました。

- 計画期間 2023～2027年度の5年間
- 基本目標
 - ・ 男女共同参画社会に向けての意識づくり
 - ・ あらゆる分野における男女共同参画の推進
 - ・ 互いの人権を尊重し合い安心して暮らせる社会づくり

市の活動紹介

男女共同参画社会の実現を目指し、さまざまな講座の開催や啓発活動、相談業務を行っています。

暮らせる社会づくり
※詳しくは、市ホームページを確認ください



相談窓口(無料)

相談は無料で、秘密は厳守します。
● 相談専用電話 ☎23-7157
【女性相談員による電話相談・面談】
人間関係やDVなど、女性が抱えるさまざまな悩みや相談に応じます。毎週月～金曜日 10時～16時
【専門相談(こころの相談・法律相談) ※要予約】
臨床心理士や弁護士による相談窓口を開設しています。性別は問いません。性的マイノリティの人も相談ください。

※日程など詳しくは、市ホームページを確認ください



パネル展を開催します

男女共同参画週間の期間中に毎年パネル展を開催しています。男女共同参画社会へ向けたメッセージを短冊に書き、七夕飾りに飾る市民参加型の企画もあります。ぜひ来場ください。

● 期間 6月23日(金)～29日(木)
● 場所 市役所1階ロビー市民サロン



アンコンシャス・バイアス[※]チェック

☑チェックが付いた人は、多様な考え方も受け入れてみませんか。

- 「親が単身赴任中」と聞くと、父親を思い浮かべる
- 「男のくせに」「女のくせに」と思うことがある
- 性別・世代・学歴・職歴などで、相手を見てしまう
- 「普通は〇〇だ」という言葉を使うことがある
- 来客に対し、男性がお茶を出していると違和感がある

※無意識の思い込みのこと



教えて！ 市民税・県民税(住民税)の主な税制改正内容

森林を未来に残すための森林環境税開始などの見直しが行われ、令和5年分以後の所得税や令和6年度以後の市民税・県民税に適用されます。

◎問い合わせ 市民税課 ☎23-2123

森林環境税の賦課が始まります

森林環境税および森林環境譲与税は、水源や国土を守り木材を供給するなどの恵みをもたらす森林を、未来に残すために創設されました。令和6年度から、国内に住所を有する個人に対して、市民税・県民税均等割と併せて年額千円が課税されます。その税収は、全額が森林環境譲与税として、都道府県・市区町村へ譲与されます。



※森林環境税および森林環境譲与税については、林野庁ホームページを確認ください



上場株式などに係る所得の課税方式が統一されます

上場株式などの配当所得や譲渡所得などは、令和6年度の市民税・県民税から、課税方式を所得税と一致させるよう改正されました。

国外居住親族に係る扶養控除の変更

国外に住む親族のうち扶養控除の適用となる年齢要件が見直され、30歳以上70歳未満の人については令和6年度から除外されます。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象となります。

- ① 留学により非居住者になった人
 - ② 障がい者
 - ③ その居住者からその年において生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人
- ※詳しい改正内容は、総務省ホームページを確認ください



令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が始まります

消費税の仕入税額控除の方式として開始されるインボイス制度。適格請求書(インボイス)を発行するためには「適格請求書発行者」の登録を受ける必要があります。

◎問い合わせ 都城税務署 ☎22-4377

インボイスとは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額などを伝えるものです。

インボイス制度とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。

また、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要です。

登録申請はお早めに！

インボイス制度は、「取引先への登録番号の通知」や「請求書のフォーマットの見直し」などの準備が必要となるため、登録を予定している場

合は、早期の登録申請をお勧めです。また、登録申請には、早期に登録通知を受けることができるe-TaxXをぜひ利用ください。

※個人事業者はスマートフォンからe-TaxXで申請可能。e-TaxXの利用には事前にマイナンバーカード取得が必要です

インボイス制度特設サイト

説明会の開催情報や申請手続、Q&Aなどを掲載しています。現在、免税事業者であっても、事業実態に合わせてインボイス発行事業者の登録を検討ください。

☎インボイスコールセンター
0120-2051553
9時～17時
※土・日曜日、祝日を除く

